

条例・施行規則等

はこだてみらい館条例	・ ・ ・ ・ ・	1
はこだてみらい館条例施行規則	・ ・ ・ ・ ・	4
はこだてみらい館使用料の取扱い	・ ・ ・ ・ ・	5
事業等の共催・協力の取扱いについて	・ ・ ・ ・ ・	6
はこだてキッズプラザ条例	・ ・ ・ ・ ・	7
はこだてキッズプラザ条例施行規則	・ ・ ・ ・ ・	11
はこだてキッズプラザ使用料の取扱い	・ ・ ・ ・ ・	19

〇はこだてみらい館条例

平成27年 9 月11日

条例第61号

(設置)

第1条 市民および観光客に対して先端的な技術を活用することその他の創意工夫を生かした体験および交流の場を提供することにより, 中心市街地のにぎわいの創出を図るため, 市にはこだてみらい館を設置する。

(名称および位置)

第2条 名称および位置は, 次のとおりとする。

名称 はこだてみらい館

位置 函館市若松町20番1号

(開館時間および休館日)

第3条 はこだてみらい館（以下「みらい館」という。）の開館時間および休館日は, 規則で定める。

(事業)

第4条 みらい館は, 次に掲げる事業を行う。

- (1) 先端的な技術を活用した体験の機会の提供に関すること。
- (2) 先端的な技術等に関する展示会, 講演会等の開催に関すること。
- (3) その他みらい館の設置の目的を達成するために必要な事業

(入館の制限)

第5条 市長は, みらい館に入館しようとする者または入館した者が次の各号のいずれかに該当するときは, 入館を拒否し, または退館させることができる。

- (1) 秩序もしくは風紀を乱し, または他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (2) 建物, 展示物等を損傷し, 汚損し, または滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他みらい館の管理上支障があると認められるとき。

(入館料)

第6条 みらい館に入館しようとする者は, あらかじめ, 別表に定める入館料を納めなければならない。ただし, 市長が特に認めるときは, 後納することができる。

(入館料の不還付)

第7条 既納の入館料は, 還付しない。ただし, 市長は, 特別の理由があると認めるときは,

その全部または一部を還付することができる。

(損害賠償の義務)

第8条 みらい館に入館した者は、建物、展示物等を損傷し、汚損し、または滅失したときは、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第9条 みらい館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第4条の事業の実施に関すること。
- (2) みらい館の入館者に関すること。
- (3) みらい館の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定める業務

3 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第5条の規定の適用については、同条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(規則への委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成28年規則第57号で、平成28年10月15日から施行)

附 則（平成30年3月12日条例第29号）

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前のはこだてみらい館条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により改正前の条例別表に規定する一般の区分の者に対して発行された3箇月券および6箇月券（以下これらを「旧定期券」という。）であって施行日以後においてもその有効期間（以下「有効期間」という。）が満了していないもの（次項の規定の適用を受けたものを除く。）については、この条例の施行の際現に旧定期券を保有する者から請求があったときは、有効期間の満了の日後においても当該満了の日の翌日から起算して、施行日から有効期間の満了の日までの間の日数に相当する日数

を経過する日までの間、使用することができる。

- 3 旧定期券であって施行日以後においても有効期間が満了していないもの（前項の規定の適用を受けたものを除く。）については、この条例の施行の際現に旧定期券を保有する者から請求があったときは、3箇月券または6箇月券についてそれぞれ改正前の条例別表に規定する一般の区分の入館料の額から改正後のほだてみらい館条例別表に規定する一般の区分の入館料の額を控除した額を有効期間の日数で除した額に施行日から有効期間の満了の日までの間の日数を乗じて得た額を払い戻すものとする。
- 4 前2項の規定の適用を受けるための請求は、施行日から有効期間の満了の日までの間に限り、市長が定めるところにより行うことができる。
- 5 旧定期券であって附則第2項および第3項の規定の適用を受けずに施行日以後に有効期間が満了したものについては、有効期間の満了の日の翌日から起算して、施行日から有効期間の満了の日までの間の日数に相当する日数を経過する日までの間、有効期間が存続しているものとみなして使用することができる。

別表（第6条関係）

区分	入館料			
	個人	20人以上の団体	3箇月券	6箇月券
一般 生徒 児童	300円 (250円)	1人につき240円	900円 (800円)	1,500円 (1,400円)
摘要	次に掲げる者は、無料とする。 (1) 小学校就学前の者 (2) その他市長が特に認める者			

備考

- 1 括弧内の金額は、みらい館に入館し、およびほだてキッズプラザの児童遊戯施設に入場することができる市長が別に定める共通利用券により入館しようとする場合の金額とする。
- 2 3箇月券とは、当該券を発行する日から起算して3月間に限り、記名の者がみらい館に入館することができる券をいう。
- 3 6箇月券とは、当該券を発行する日から起算して6月間に限り、記名の者がみらい館に入館することができる券をいう。

〇はこだてみらい館条例施行規則

平成27年11月13日

規則第55号

(趣旨)

第1条 この規則は、はこだてみらい館条例（平成27年函館市条例第61号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間および休館日)

第2条 はこだてみらい館（以下「みらい館」という。）の開館時間は、午前10時から午後8時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、変更することができる。

2 みらい館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に休館し、または休館日に臨時に開館することができる。

(1) 1月1日および12月31日

(2) 各月の第2水曜日

(入館券)

第3条 条例第6条に規定する入館料（3箇月券および6箇月券の入館料を除く。）を納めた者に対しては、発行日当日限り有効の入館券（共通利用券を含む。）を交付する。

(入館者の遵守事項)

第4条 みらい館に入館した者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 危険物等を持ち込まないこと。
- (2) 所定の場所以外で火気を使用し、または飲食しないこと。
- (3) 喫煙しないこと。
- (4) 広告物の掲示および配布をしないこと。
- (5) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑をかけないこと。
- (6) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (7) みらい館の清潔を保つこと。
- (8) その他みらい館の係員の指示に従うこと。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

はこだてみらい館使用料の取扱い

令和 2 年 3 月 2 日施行

条例による無料規定	はこだてみらい館条例別表（第 6 条関係）摘要第 2 号「その他市長が特に認める者」に関する運用
はこだてみらい館条例 （1）小学校就学前の者	①国，地方公共団体が行う議会議員，各種委員等の行政視察等 ②函館市の主催・共催事業で施設を使用する場合の事業参加者等 ③天災その他やむを得ない事情により市長が定めた臨時休館日が，3 箇月券または 6 箇月券の有効期限内に含まれる者 ④その他

③については，3 箇月券または 6 箇月券の有効期限の最終日または臨時休館の終了日のうち，到来期日の遅い日の翌日から，その含まれる臨時休館日の日数分，入館料を無料とする。

事業等の共催・協力の取扱いについて

1 目 的

指定管理者が、施設の利用促進または利用者のサービス向上のため、函館市以外の団体（以下「他の団体等」という。）の行う事業または行事につき共催または協力をする場合の取扱いを定める。

2 共 催

- (1) 指定管理者が他の団体等と共催することができる事業または行事（以下「共催事業等」という。）は、はこだてみらい館条例第4条各号に掲げる事業とする。
- (2) 指定管理者は、協定書に記載のあるものを除き、共催事業等を自主事業として実施することができる。

3 協 力

- (1) 指定管理者が協力することができる他の団体等が行う事業または行事（以下「協力事業等」という。）の範囲は、次に掲げるものとする。

ア はこだてみらい館条例第4条各号に掲げる事業に準じかつ函館市または函館市教育委員会が後援する事業等

イ その他市長が特に認める事業等

- (2) 指定管理者は、みらい館の用途または目的を妨げない限度において、協力事業等に対し、物品の貸出し、場所の提供、情報提供、広報等の協力を行うことができる。

※物品の貸し出しに係る貸付料は無償とする（根拠規定：函館市財産条例第3条の4第3項）。

※場所の提供に係る使用料は免除する（根拠規定：函館市財産条例第3条第3項）。

※物品の貸し出しは施設外への持ち出しを不可とする。

4 入館料について

共催事業等・協力事業等に参加するため、みらい館に入館しようとする者は、条例第6条の規定に基づき入館料を納めなければならない。

※市長が特に認めるときは、後納することができる。

※小学校就学前の者については無料とする。

〇はこだてキッズプラザ条例

平成27年 9 月11日

条例第62号

(設置)

第1条 子どもおよびその保護者に対して遊びを通じて交流する場および子育てを支援する場を提供することにより，中心市街地のにぎわいの創出を図るため，市にはこだてキッズプラザを設置する。

(名称および位置)

第2条 名称および位置は，次のとおりとする。

名称 はこだてキッズプラザ

位置 函館市若松町20番1号

(開館時間および休館日)

第3条 はこだてキッズプラザ（以下「プラザ」という。）の開館時間および休館日は，規則で定める。

(事業)

第4条 プラザは，次に掲げる事業を行う。

- (1) 遊びに関する講座等の開催に関すること。
- (2) 託児に関すること。
- (3) 子育てに関する情報の提供および助言その他の子育ての支援に関すること。
- (4) その他プラザの設置の目的を達成するために必要な事業

(施設)

第5条 プラザに次に掲げる施設を置く。

- (1) 児童遊戯施設
- (2) 託児施設
- (3) 子育て支援施設

(入場者等の範囲)

第6条 児童遊戯施設に入場することができる者は，次に掲げる者とする。

- (1) 子ども（満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）であって次のアまたはイに掲げる者を同伴するもの（第3号において「保護者等を同伴する子ども」という。）

ア 当該子どもの保護者

イ 当該子どもの付添人（アに掲げる者を除く。以下同じ。）であって満18歳以上のもの

- (2) 子どもを同伴する前号アまたはイに掲げる者
- (3) 保護者等を同伴する子どもの付添人であって満18歳未満のもの（子どもを除く。）
- (4) その他プラザの設置の目的から市長が適当と認める者

2 託児施設を使用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 満2歳以上の子どもであって満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあ
るものの保護者
- (2) その他プラザの設置の目的から市長が適当と認める者
(入館の制限)

第7条 市長は、プラザに入館しようとする者または入館した者が次の各号のいずれかに該
当するときは、入館を拒否し、または退館させることができる。

- (1) 秩序もしくは風紀を乱し、または他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められると
き。
- (2) 建物、附属設備等を損傷し、汚損し、または滅失するおそれがあると認められると
き。
- (3) その他プラザの管理上支障があると認められるとき。

(使用の許可)

第8条 託児施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- 2 託児施設を引き続き使用することができる期間は、3時間以内とする。
- 3 市長は、第1項の許可をする場合において、プラザの管理上必要があると認めるときは、
条件を付することができる。

(使用の不許可)

第9条 市長は、第7条各号のいずれかに該当するときは、託児施設の使用を許可しない。

(入場料等)

第10条 児童遊戯施設に入場しようとする者は、あらかじめ、別表に定める入場料を納め
なければならない。ただし、市長が特に認めるときは、後納することができる。

- 2 託児施設の使用の許可を受けた者（第12条において「使用者」という。）は、別表に
定める使用料を当該託児施設の使用の終了の際に納めなければならない。
- 3 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の使用料を減免することができる。

(入場料の不還付)

第11条 既納の入場料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

(使用の許可の取消し等)

第12条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは使用の条件を変更することができる。この場合において、使用者に損害が生じて市は、その賠償の責めを負わない。

- (1) この条例またはこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 第7条各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。
- (4) 使用の許可の申請に偽りがあったとき。

(損害賠償の義務)

第13条 プラザに入館した者は、建物、附属設備等を損傷し、汚損し、または滅失したときは、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第14条 プラザの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第4条の事業の実施に関すること。
- (2) プラザの入館者に関すること。
- (3) 託児施設の使用の許可および制限に関すること。
- (4) プラザの維持管理に関すること。
- (5) その他市長が定める業務

3 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第7条から第9条までおよび第12条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(規則への委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成28年規則第58号で、平成28年10月15日から施行)

附 則（平成30年3月12日条例第30号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

1 児童遊戯施設

区分	入場料		
	個人	3箇月券	6箇月券
子ども	300円 (250円)	900円 (800円)	1,500円 (1,400円)
保護者 付添人	100円 (50円)	300円 (200円)	500円 (400円)
摘要	次に掲げる者は、無料とする。 (1) 生後6月に達しない者 (2) その他市長が特に認める者		

備考

- 1 括弧内の金額は、児童遊戯施設に入場し、およびはこだてみらい館に入館することができる市長が別に定める共通利用券により入場しようとする場合の金額とする。
- 2 3箇月券とは、当該券を発行する日から起算して3月間に限り、記名の者が児童遊戯施設に入場することができる券をいう。
- 3 6箇月券とは、当該券を発行する日から起算して6月間に限り、記名の者が児童遊戯施設に入場することができる券をいう。

2 託児施設

使用料
子ども1人につき1時間までごとに600円

備考 第8条第2項に規定する託児施設を引き続き使用することができる期間を超えて使用した場合は、子ども1人につき超過時間30分までごとに600円を使用料として徴収する。

〇はこだてキッズプラザ条例施行規則

平成27年11月13日

規則第56号

(趣旨)

第1条 この規則は、はこだてキッズプラザ条例（平成27年函館市条例第62号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間および休館日)

第2条 はこだてキッズプラザ（以下「プラザ」という。）の開館時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、変更することができる。

2 プラザの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に休館し、または休館日に臨時に開館することができる。

(1) 1月1日および12月31日

(2) 各月の第2水曜日

(使用許可の申請)

第3条 条例第8条第1項の許可を受けようとする者は、別記第1号様式の申請書により市長に申請しなければならない。

(使用の許可等)

第4条 市長は、前条の申請があった場合において、使用を許可したときは、別記第2号様式の許可書を当該申請をした者に交付し、使用を許可しないときは別記第3号様式の通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

(許可書の提示)

第5条 前条の許可書の交付を受けた者は、プラザの係員からの求めに応じ、当該許可書を提示しなければならない。

(入場券)

第6条 条例第10条第1項に規定する入場料（3箇月券および6箇月券の入場料を除く。）を納めた者に対しては、発行日当日限り有効の入場券（共通利用券を含む。）を交付する。

(使用料の減免)

第7条 条例第10条第3項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、別記第4号様式の申請書により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、減免の可否を決定し、別記第5号様式の通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

(入館者の遵守事項)

第8条 プラザに入館した者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 危険物等を持ち込まないこと。
- (2) 所定の場所以外で火気を使用し、または飲食しないこと。
- (3) 喫煙しないこと。
- (4) 広告物の掲示および配布をしないこと。
- (5) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑をかけること。
- (6) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (7) プラザの清潔を保つこと。
- (8) その他プラザの係員の指示に従うこと。

(指定管理者に管理を行わせる場合の読替え)

第9条 指定管理者に条例第14条第2項の業務を行わせる場合における第3条および第4条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条中「別記第1号様式の」とあるのは「別記第1号様式に準じて指定管理者が定める」と、第4条中「別記第2号様式の」とあるのは「別記第2号様式に準じて指定管理者が定める」と、「別記第3号様式の」とあるのは「別記第3号様式に準じて指定管理者が定める」とする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第49号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月23日規則第31号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 9 この規則の施行の際現に第11条の規定による改正前のはこだてキッズプラザ条例施行規則別記第1号様式の規定に基づき提出されている申込書は、同条の規定による改正後のはこだてキッズプラザ条例施行規則別記第1号様式の規定に基づき提出された申込書とみなす。

附 則（令和 6 年11月29日規則第54号）

この規則は、令和 6 年12月 2 日から施行する。

別記第1号様式（第3条関係）

はこだてキッズプラザ託児施設使用許可申請書

年 月 日

函館市長 様

住所

申請者 氏名

電話 局 番

次のとおりはこだてキッズプラザの託児施設を使用したいので申請します。

使 用 目 的			
使用予定期間	年 月 日 () 時 分から 時 分まで		
対 象 児 童	氏 名	生年月日	申 請 者 との続柄
迎えに来る方	氏 名	対象児童 との続柄	電話番号
迎えに来た方		本 人 確 認	運転免許証, 個人番号カード, その他 ()
使 用 期 間	時 分から 時 分まで (時間 分)		

注 1 太線内は, 記入しないでください。

2 迎えに来る方欄は, 申請者以外の者が迎えに来る場合に記入してください。

別記第 2 号様式（第 4 条関係）

はこだてキッズプラザ託児施設使用許可書

許可番号 第 号
年 月 日

様

函館市長 印

年 月 日付けで申請のあったはこだてキッズプラザの託児施設の使用については、次のとおり許可します。

使 用 目 的			
使用予定期間	年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで		
対 象 児 童	氏 名	生年月日	申 請 者 との続柄
迎えに来る方	氏 名	対象児童 との続柄	電話番号

注 1 迎えに来る際には、この許可書のほか、運転免許証、個人番号カードその他の本人であることを証する書類を提示してください。

2 使用予定期間の満了時まで迎えに来ることができなくなったときは、必ずはこだてキッズプラザに連絡してください。

別記第3号様式（第4条関係）

はこだてキッズプラザ託児施設使用不許可決定通知書

年 月 日

様

函館市長

印

年 月 日付けで申請のあったはこだてキッズプラザの託児施設の使用については、次の理由により許可しないことと決定したので通知します。

理由

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記第4号様式（第7条関係）

はこだてキッズプラザ託児施設使用料減免申請書

年 月 日

函館市長 様

住所
申請者 氏名
電話 局 番

次のとおり使用料の減免を受けたいので申請します。

使用許可の年月日 および許可番号	年 月 日 第 号
使用予定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで 時 分 時 分
減免を受けよう とする期間	年 月 日 から 年 月 日 まで 時 分 時 分
使用料の額	円
減免を受けよう とする金額	円
減免を受けよう とする理由	

別記第 5 号様式（第 7 条関係）

はこだてキッズプラザ託児施設使用料減免承認（却下）決定通知書

年 月 日

様

函館市長

印

年 月 日付けで申請のあった使用料の減免については、次のとおり決定したので通知します。

1 承認

(1) 減免前の使用料の額 円

(2) 減免する金額 円

(3) 減免後の使用料の額 円

(4) 減免する期間

年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで

2 却下

理由

（却下の場合は、この処分について不服がある場合における救済の方法ならびに取消訴訟を行う場合の被告とすべき者および出訴期間を記載した文書を添付すること。）

はこだてキッズプラザ使用料の取扱い

令和2年3月2日施行

条例による無料規定	はこだてキッズプラザ条例別表（第10条関係）摘要第2号「その他市長が特に認める者」に関する運用
はこだてキッズプラザ条例 （1）生後6月に達しない者	①国，地方公共団体が行う議会議員，各種委員等の行政視察等 ②函館市の主催・共催事業で施設を使用する場合の事業参加者等 ③天災その他やむを得ない事情により市長が定めた臨時休館日が，3箇月券または6箇月券の有効期限内に含まれる者 ④その他

③については，3箇月券または6箇月券の有効期限の最終日または臨時休館の終了日のうち，到来期日の遅い日の翌日から，その含まれる臨時休館日の日数分，入場料を無料とする。